

## 積算基準及び標準歩掛等公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、古河市が発注する建設工事等について、入札・契約手続きの透明性・競争性・客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等(以下、「基準書」という。)の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基準書の種類)

第2条 公表する基準書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛 (土木編 1/2)
- (2) 積算基準及び標準歩掛 (土木編 2/2)
- (3) 積算基準及び標準歩掛 (計画・調査編)
- (4) 積算基準及び標準歩掛 (電気通信・機械編)
- (5) 積算基準及び標準歩掛 (別冊：公園緑地工)
- (6) 積算基準及び標準歩掛 (土木編) 別冊 請負工事機械経費積算基準
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (10) 農業集落排水施設標準積算指針
- (11) 公共工事建築工事積算基準
- (12) 水道事業実務必携

### (公表方法)

第3条 基準書(1)から(6)までは古河市都市建設部道路整備課に、(7)から(10)までは古河市都市建設部上下水道部下水道整備課に、(11)は古河市都市建設部営繕住宅課に、(12)は古河市上下水道部水道課水道施設室に置き、希望者に閲覧させるものとする。

2 基準書のコピーは、カメラ及びハンディーコピー等の持込み機器を使用する場合のみ可とする。ただし、基準書(7)から(12)までについては、著作権が古河市に無いので、コピーを禁ずる。

3 閲覧時間は、月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日に関する法

律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）の午前 9 時から正午，午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし，必要がある場合は，閲覧時間について制限することがある。

（閲覧留意事項）

第 4 条 閲覧人は，係員の指示に従い指定された場所で閲覧し，これを指定閲覧場所外に持ち出し，又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

- 2 基準書の貸出は，行わないものとする。
- 3 閲覧人は，氏名，住所，会社名，閲覧希望基準書及び閲覧の年月日を閲覧受付簿（別紙 1）に記入し，閲覧を行うものとする。
- 4 基準書の具体的内容等については，電話，来訪等による問合せには一切応じないものとする。
- 5 この要領の定めに違反し，又は係員の指示に従わない閲覧人に対しては，閲覧を中止し，又はこれを禁止することがある。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から適用するものとする。

参考

- (1) 積算基準及び標準歩掛（土木編 1/2）
- (2) 積算基準及び標準歩掛（土木編 2/2）
- (3) 積算基準及び標準歩掛（計画・調査編）
- (4) 積算基準及び標準歩掛（電気通信・機械編）
- (5) 積算基準及び標準歩掛（別冊：公園緑地工）
- (6) 積算基準及び標準歩掛（土木編）別冊 請負工事機械経費積算基準  
発行 茨城県土木部
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第 1 巻 管路
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第 2 巻 ポンプ場・処理場
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第 3 巻 設計委託  
監修 下水道用歩掛検討委員会  
編集・発行 下水道新技術推進機構

※ (7)～(9)の解説書「下水道用設計積算要領」は、(公社)日本下水道協会にて発行

- (10) 農業集落排水施設標準積算指針  
発行 (一社)地域環境資源センター
- (11) 公共工事建築工事積算基準  
監修 国土交通省大臣官房庁営繕部  
編集・発行 (一財)建築コスト管理システム研究所  
発行 (株)大成出版社
- (12) 水道事業実務必携  
発行 全国簡易水道協議会

(別紙1)

## 積算基準及び標準歩掛等閲覧受付簿

閲覧対象基準書

- (1) 積算基準及び標準歩掛 (土木編 1/2)
- (2) 積算基準及び標準歩掛 (土木編 2/2)
- (3) 積算基準及び標準歩掛 (計画・調査編)
- (4) 積算基準及び標準歩掛 (電気通信・機械編)
- (5) 積算基準及び標準歩掛 (別冊：公園緑地工)
- (6) 積算基準及び標準歩掛 (土木編) 別冊 請負工事機械経費積算基準
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (10) 農業集落排水施設標準積算指針
- (11) 公共工事建築工事積算基準
- (12) 水道事業実務必携

	年月日	氏名	住所	会社名	閲覧希望基準書(番号)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					